

柵原地域義務教育学校の通学方法毎の範囲について

『基本方針』 バス通学の範囲（町の統一基準）

小学校課程：家から学校の校門までの距離が 3 k m 以上

中学校課程：家から学校の校門までの距離が 6 k m 以上

〈例外項目〉

- ・ 家から学校までの距離がバス通学の基準に達していなくても、徒歩通学や自転車通学では通学困難な地域

（ア）地形的な理由によって徒歩通学、または自転車通学が困難な地域

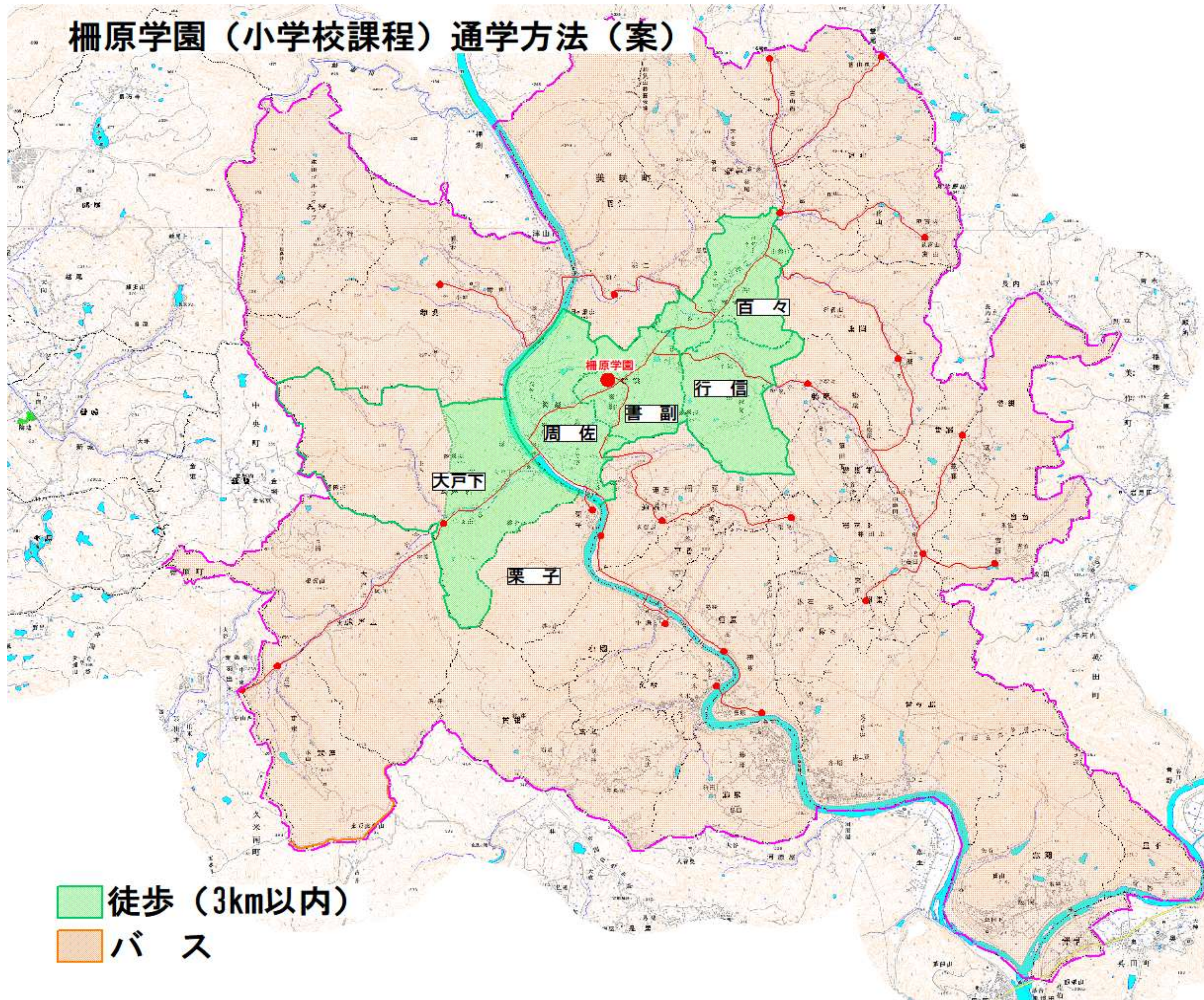
（イ）想定する通学路に歩道未整備箇所等があり、安全な通学（徒歩通学）に支障を来すことが考えられる地域

小学校課程（1～6年生）		
小学校区	通学方法	地区
柵原西小学校区	徒歩通学	大戸下、周佐
	バス通学	連石、八神、塚角、定宗、大戸上、大戸下（王入）、栗子、下谷、柵原、小瀬、久木、高城、藤原、吉ヶ原、王子、高下、飯岡
柵原東小学校区	徒歩通学	百々、行信、書副
	バス通学	宮山、安井、羽仁、藤田上、藤田下、松尾、惣田、休石、上間、重藤、塩気、吉留
例外項目（イ）に該当するためバス通学となる地区		
大戸下（歩道整備後、徒歩通学へ移行予定）		

中学校課程（7～9年生）		
小学校区	通学方法	地区
柵原西小学校区	自転車通学	塚角、大戸上、大戸下、周佐、栗子、下谷、柵原（尾崎・高山）、小瀬
	バス通学	連石、八神、塚角（笹の木）、定宗、下谷（連石と接する一部）、柵原、久木、高城、藤原、吉ヶ原、王子、高下、飯岡
柵原東小学校区	自転車通学	安井、百々、行信、羽仁、書副、藤田上、藤田下、松尾、上間
	バス通学	宮山、安井（猿岩）、藤田上（栗尾）、惣田、休石、重藤、塩気、吉留
例外項目（ア）に該当するためバス通学となる地区		
連石、下谷（連石と接する一部）、宮山、藤田上（栗尾）、安井（猿岩）		

柵原学園（小学校課程）通学方法（案）

資料5-2



[illegible]

資料 5-3

柵原地域義務教育学校 通学路改善要望

図面番号	場 所	要望先	要 望 内 容
①	県道勝央仁堀中線 柵原学園（仮称）前付近	警察	信号設置
		美咲町	横断待機場所へガードパイプ設置を町で協議
②	県道勝央仁堀中線 勝久橋周佐側	警察	横断歩道設置
③	県道百々樫村線 南和気荘前交差点	警察	横断歩道の書き直し
④	県道勝央仁堀中線 山本商店前交差点	警察	横断歩道設置
⑤	県道津山柵原線 火田城橋交差点	警察	信号設置
⑥	県道勝央仁堀中線 ローン付近～ヒカリテック付近	岡山県	道路改良を要望済み
⑦	県道百々樫村線 北和気郵便局～行信方面	岡山県	道路改良を要望済み
⑧	県道勝央仁堀中線 スルイ池付近	美咲町	ため池への転落防止柵設置を町で協議
⑨	県道吉ケ原美作線 南和気コミュニティセンター付近	警察	4方向の一時停止規制
		美咲町	交差点注意喚起看板設置を町で協議
⑩	町道 松尾上と上間口交差点	警察	4方向の一時停止規制
		美咲町	交差点注意喚起看板設置を町で協議
⑪	町道 松尾～行信	美咲町	舗装補修、防犯灯・通り抜け禁止看板設置、防犯対策を町で協議
⑫	町道 藤田上～松尾	美咲町	舗装補修、転落防止柵・防犯灯・通り抜け禁止看板設置、支障木伐採、水路清掃、防犯対策を町で協議
⑬	町道 柵原東小学校付近	美咲町	通り抜け禁止看板設置を町で協議
		警察	スクールゾーン設置等の交通安全策
⑭	町道 書副中道	美咲町	通り抜け禁止看板設置を町で協議 待避所設置を町で協議
		警察	スクールゾーン設置等の交通安全策

※ 南和気方面は、町道ルートか県道ルートの検討が必要

通学路要望箇所位置図

資料5-5

